

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 23 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 22 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 19 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

千葉国民年金 事案 4170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月及び同年 9 月

私は、A 県 B 市に住んでいたが、婚姻を契機に C 市に転居後、C 市役所で国民年金保険料の納付状況を確認したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は任意加入当初の 2 か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、任意加入期間の保険料は申立期間を除いて全て納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立期間に係る住所変更手続を適切に行い、昭和 53 年 8 月 4 日に任意で国民年金被保険者の資格を取得していることが記載されており、オンライン記録と一致している上、任意で加入しながら、その当初の保険料を未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 2 月 8 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までについて、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要性は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 6 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
② 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 25 日
④ 平成 15 年 12 月 25 日
⑤ 平成 16 年 7 月 23 日
⑥ 平成 16 年 12 月 25 日
⑦ 平成 17 年 7 月 25 日
⑧ 平成 17 年 12 月 22 日
⑨ 平成 18 年 7 月 25 日
⑩ 平成 18 年 12 月 25 日
⑪ 平成 19 年 7 月 25 日
⑫ 平成 19 年 12 月 25 日
⑬ 平成 20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A (団体) B 事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所 (当時) に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成 22 年 7 月 16 日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間における保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、23 年 2 月 8 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額の検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づく厚生年金保険法と特例法の適用により、当該事案を再審議した結果、当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、事業主から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までについて、申立人には、23 年 2 月 8 日付けあっせんを行う前のオンライン記録と同額である標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認でき、申立人の主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 2 月 8 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までについて、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要性は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
② 平成 16 年 4 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 25 日
④ 平成 15 年 12 月 25 日
⑤ 平成 16 年 7 月 23 日
⑥ 平成 16 年 12 月 25 日
⑦ 平成 17 年 7 月 25 日
⑧ 平成 17 年 12 月 22 日
⑨ 平成 18 年 7 月 25 日
⑩ 平成 18 年 12 月 25 日
⑪ 平成 19 年 7 月 25 日
⑫ 平成 19 年 12 月 25 日
⑬ 平成 20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A (団体) B 事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所 (当時) に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成 22 年 7 月 16 日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間における保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、23 年 2 月 8 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額の検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づく厚生年金保険法と特例法の適用により、当該事案を再審議した結果、当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、事業主から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までについて、申立人には、23 年 2 月 8 日付けあっせんを行う前のオンライン記録と同額である標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認でき、申立人の主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 2 月 8 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間における標準報酬月額に係る記録を厚生年金保険法の規定に基づき、32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
③ 平成 19 年 12 月 25 日

A (団体) B 事業所は申立期間当時に勤務していた職員について、社会保険事務所(当時)に誤った標準報酬月額及び標準賞与額を届け出していた。年金事務所に訂正届を提出し、平成 22 年 7 月 16 日に受理されたが、既に時効が成立しているため、厚生年金保険の年金給付に反映されないことから、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間における保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、23 年 2 月 8 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)の適用について、厚生労働省から、特例的に、当

該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額を検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づく厚生年金保険法と特例法の適用により、当該事案を再審議した結果、平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、平成 22 年 7 月 16 日付けで事業主から日本年金機構へ提出された厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づき、同年 8 月 4 日付けで標準報酬月額の改定が行われている（当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するとして、年金額計算の基礎となっていない。）が、事業主から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の改定の基礎となる 20 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年8月1日から21年9月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額47万円に相当する報酬月額、及び20年6月から同年8月までは、標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年8月は47万円、同年9月から21年8月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から21年9月1日まで
私は、平成15年9月から22年6月まで、B市のA社に正社員として継続して勤務し、C（業務）に従事したが、入社時から21年8月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与額と異なっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成20年8月1日から21年9月1日までの期間については、当該期間における申立人の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく23年3月8日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保

険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされた通知については、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額を検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づく厚生年金保険法と特例法の適用により、当該事案を再審議した結果、平成20年8月1日から21年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、申立人から提出された給料支払明細書及び事業主から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円、及び20年6月から同年8月までは標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を同年8月は47万円、同年9月から21年8月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から8年11月30日まで
私は、A社に勤務したときの給与月額について、正確な金額は記憶していないが、厚生年金保険の当時の標準報酬月額の最高等級の59万円以上であったことは確かであり、標準報酬月額が9万2,000円となっているのは納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額の59万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年3月から8年9月まで59万円（上限）と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年11月30日）の6日後の同年12月6日付けで、資格取得日（7年3月1日）の標準報酬月額（上限59万円）を訂正の上、7年10月1日及び8年10月1日の定時決定時の標準報酬月額（上限59万円）を取り消し、資格取得日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人以外で、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成8年11月30日）に被保険者資格を喪失している6人のうち5人が、申立人と同様、資格取得日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、平成9年1月14日まで当該事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「事業主との間にいざこざがあって、8年11月頃から入社しなくなった。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人の国民年金

の資格取得日は、当初、同年 12 月 1 日であったことが確認できる上、同年 12 月の国民年金保険料を納付していることから、申立人は、当該事業所を同年 11 月末で退職し、国民年金への切替手続を行ったと推認でき、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該遡及訂正記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで
私は、平成5年4月にA社に入社し、7年2月末日まで勤務した。
申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び複数の元同僚の証言並びに申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の当時の事業主は、「給与は月末払いで保険料控除は当月控除であり、平成7年2月の厚生年金保険料を給与から控除した。」と回答しているところ、申立人と同じ日（平成7年2月28日）に資格喪失している複数の元同僚から提出された同年2月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、同社は、申立期間において法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所におけ

る平成7年1月の社会保険事務所（当時）の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時、当該事業所は、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月1日から48年11月1日までの期間、50年1月1日から同年7月1日までの期間、51年1月1日から同年8月1日までの期間及び52年1月1日から同年5月31日までの期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を46年1月から同年12月までは5万2,000円、47年1月から同年12月までは6万円、48年1月から同年2月までは7万2,000円、同年3月は8万円、同年4月から同年6月までは7万2,000円、同年7月は7万6,000円、同年8月から同年9月までは7万2,000円、同年10月は7万6,000円、50年1月から同年6月までは9万8,000円、51年1月から同年7月までは11万8,000円、52年1月から同年4月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和52年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月1日から52年5月31日まで
② 昭和52年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和44年5月にB事業所に入所して同年12月の事務所閉鎖に伴い、A事業所に勤務先が変わった。年金事務所からの照会文書にお

ける申立期間当時の標準報酬月額の記録を見ると、私が保存していた46年1月から52年5月までの給与明細書等の金額と違うので調査をしてほしい。また、A事業所に同年5月31日まで勤務していたので資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、昭和46年1月1日から48年11月1日までの期間、50年1月1日から同年7月1日までの期間、51年1月1日から同年8月1日までの期間及び52年1月1日から同年5月31日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、46年1月から同年12月までは5万2,000円、47年1月から同年12月までは6万円、48年1月から同年2月までは7万2,000円、同年3月は8万円、同年4月から同年6月までは7万2,000円、同年7月は7万6,000円、同年8月から同年9月までは7万2,000円、同年10月は7万6,000円、50年1月から同年6月までは9万8,000円、51年1月から同年7月までは11万8,000円、52年1月から同年4月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書の保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和48年11月1日から50年1月1日までの期間、同年7月1日から51年1月1日までの期間及び同年8月1日から52年1月1日までの期間については、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より同額又は低

額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 52 年 5 月 31 日付けの「退職願」を提出し、同年 5 月 31 日まで A 事業所に勤務したと供述しているが、社会保険事務所の記録では、同年 5 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、元同僚は、「入所後の最初の給料から所得税と社会保険料を控除された記憶がある。」と供述しているところ、申立人から提出された給与明細書により、申立期間①中 6 回にわたり総支給額が増加した月から保険料控除額が増加していることが確認でき、当月控除であると推認されることから、退職月の昭和 52 年 5 月の給与から控除されている厚生年金保険料は同年 5 月の分であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額は、給与明細書により 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が死亡しているため不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が、これを同年 5 月 31 日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年11月1日から7年4月18日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年6月1日から同年10月31日まで
② 平成6年10月31日から同年11月1日まで
③ 平成6年11月1日から7年4月18日まで

申立期間①については、A社に勤務した期間のうち、平成6年6月から同年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与より低くされており、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②については、A社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成6年10月31日とされ、B社の資格取得日が同年11月1日とされているが、両社は同一事業主による同系列の会社であり、継続して勤務していたので、A社の資格喪失日が同年10月31日とされているのは納得できない。

申立期間③については、B社に勤務していたが、平成6年11月から7年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与より低くされており、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、オンライン記録において、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年3月までは32万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年4月21日）の後の同年6月5日付けで、6年11月1日に遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。また、同様の遡及訂正がB社の被保険者縦覧回答票により確認でき

る厚生年金保険被保険者9名（申立人を含む）全員に確認できる。

さらに、B社の閉鎖登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名は無く、当時の元同僚は、「申立人は、社会保険関係の業務に関わっていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、32万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①については、オンライン記録において、当初、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成6年6月16日、同年5月までの標準報酬月額は41万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日（6年10月31日）の後の同年11月2日付けで申立人の資格喪失日を同年10月31日に延長し、同年6月から同年9月までの標準報酬月額を32万円とする処理が遡及して行われたことが確認できる。

しかし、申立期間①の標準報酬月額を32万円とする上記の処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に行われた処理ではあるものの、当初、厚生年金保険の被保険者期間ではなかった期間を被保険者期間とする処理に伴って行われた処理であり、直ちに不合理な処理であるとまでは認め難い。

また、オンライン記録によると、A社の元同僚は、申立人と同じく当初、資格喪失日が平成6年6月16日、同年5月までの標準報酬月額が53万円と記録され、申立人と同じ同年11月2日付けで資格喪失日を同年10月31日、同年6月以降の標準報酬月額を47万円とする処理が行われているところ、当該元同僚が所持する給与明細書により、当該期間の給与が47万円の標準報酬月額に相当する金額に減額されたことが確認でき、同年11月2日付けで行われた処理は、事実即した処理であったことがうかがえる。

さらに、A社の元同僚63名に照会を行った結果、複数の元同僚は、平成6年5月頃に事業主から給与の減額を通告された旨回答している。

これらのことから判断すると、平成6年11月2日付けで行われた申立人の資格喪失日の訂正処理及び申立期間①の標準報酬月額を32万円とする処理は、事実即した処理であったものと推認できる。

このほか、申立期間①において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人がA社及びB社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成3年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、6年10月31日に適用事業所でなくなっており、B社は同年11月1日に適用事業所となり、7年4月21日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間②は両社とも適用事業所ではない期間である。

また、オンライン記録により、A社からB社に移籍した者は申立人を含め9名確認できるが、全員が平成6年10月31日にA社で資格喪失し、全員が同年11月1日以降にB社で資格取得しており、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を有する者はいない。

さらに、上記9名のうち1名が所持する給与明細書により、平成6年10月の保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、A社の事業主は所在が不明であり、関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できない上、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和28年9月19日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から同年9月19日まで
私は、昭和23年9月からA社B事業所（その後、C社に継承）にD（職種）として勤務し、28年9月頃に希望退職に応募して退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年1月1日とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和28年9月頃に希望退職に応じて退職した。」と供述しているところ、A社が提出した社史には、「昭和28年8月に希望退職の募集をしたところ、応募者の続出をみた。」と記載されており、申立人の供述と符合している上、A社B事業所の元同僚4名は、「希望退職の募集があった。」と供述しており、このうち、「希望退職に応募して退職した。」と供述している2名は、いずれも28年9月19日に資格喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の資格喪失日は昭和28年1月1日と記録されているが、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日が記載されていないことから、社会保険事務所（当時）における記録管理が必ずしも適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和28年9月19日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における昭和27年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月28日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月28日まで

私は、日本年金機構から加入記録の調査結果の連絡があり、戦時中のA社の加入記録が確認できたが、健康保険労働者年金保険被保険者名簿が戦災で焼失し資格喪失日が特定できないことから、第三者委員会の審議により、資格喪失日を特定するように依頼があった。年金記録回復のため、資格喪失日を特定してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、A社に昭和17年6月から20年8月までの期間勤務していた。」と主張しているところ、申立人と氏名及び生年月日が一致し、当該事業所において17年1月1日（ただし、労働者年金保険料の徴収は同年6月1日からである。）に労働者年金保険被保険者の資格を取得したことの記載があり、資格喪失日は空欄となっている厚生年金保険被保険者台帳が確認できる。

また、元同僚は、「昭和12年から19年1月1日に徴兵されるまで、当該事業所で申立人と一緒に働いた。」と供述している上、元同僚である申

立人の妹は、「戦争中、当該事業所（B（地名））に実家から兄と一緒に通勤し、C（業務）をしており、戦争が終わったときに当該事業所が閉鎖されたので、兄と一緒に退職した。」と供述しており、当該事業所の社史の内容とおおむね一致している上、オンライン記録及び上記被保険者台帳によれば、申立人の妹は当該事業所を20年8月28日に資格喪失しており、当該喪失日は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と一致している。

さらに、複数の元同僚の厚生年金保険被保険者台帳においても資格喪失日が空欄になっている上、日本年金機構は、当該事業所に係る被保険者名簿については、戦災により全て焼失し、復元されていないと回答している。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀もたった今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にもその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどの諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、元同僚である申立人の妹の資格喪失日及び供述から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である20年8月28日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、上記被保険者台帳の記録から90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月7日

A社は、平成20年7月7日に賞与を支給し、申立人から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届の事務手続を誤ったため申立期間に係る保険料を納付しなかった。23年8月30日に当該賞与に係る賞与支払届を提出しているため、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年7月7日に支給された賞与に係る支給控除一覧表により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件6件（別添一覧表参照）

別添一覧表

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|----|-------|
| 4529 | 男 | | 昭和19年生 | | 75万円 |
| 4530 | 男 | | 昭和46年生 | | 75万円 |
| 4531 | 男 | | 昭和25年生 | | 75万円 |
| 4532 | 男 | | 昭和31年生 | | 75万円 |
| 4533 | 男 | | 昭和39年生 | | 75万円 |
| 4534 | 男 | | 昭和21年生 | | 40万円 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（名称変更後は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和57年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和57年10月1日付けでA社からB社本社に転勤した際のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年9月30日となっているが、同年10月1日の誤りなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年10月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から昭和57年9月30日を資格喪失日として届け出たことが確認でき、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月30日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月30日から同年2月1日まで
② 昭和58年5月23日から同年7月6日まで

私は、A社に昭和52年1月31日まで勤務したが、同年1月30日から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落している。また、B社に勤務した58年5月23日から同年7月6日までの期間の加入記録が欠落している。調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に係る雇用保険の加入記録により、昭和52年1月31日に同社を離職していることが確認できる。

また、申立人は、「当該事業所が昭和52年1月末頃に倒産した後も、引き続き残務整理を行った。」と供述しているところ、元同僚2名のうち、1名は、「私と申立人は、会社が倒産後もC（業務）等の残務整理を行った。」とし、他の1名は、「当時のメモから、私は52年1月31日に退職した。退職したときに申立人もいた。」と供述している。

さらに、申立人は、「昭和52年1月31日支給の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。」と供述しているところ、上記元同僚のうち1名は、「退職時の給与の支給額は、前月と変化はなかったことから、保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

と認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和52年1月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、上記元同僚2名は、「52年1月30日に資格喪失した6名は、申立人と同じく同年1月31日まで同社に継続して勤務していた。」と供述している上、閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は、法人として存続していたことが確認できることから、申立期間①において、当時の厚生年金保険法に基づく適用事業所要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人のA社に係る昭和51年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人は、「申立期間②の前に勤務していたD社の社長とB社の社長とは親しく、B社へ引き抜かれ、間隔を空けずに勤務したので2か月の欠落があるのはおかしい。」と主張しているが、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る資格取得日（昭和58年7月6日）は、オンライン記録と一致する上、資格取得の届出受理年月日は、同年7月7日となっており、事務処理上の不自然さは無く、申立期間②において新たに被保険者資格を取得した者はいない。

また、B社に係る申立人の雇用保険の加入記録は、昭和58年7月6日に資格取得し、59年11月30日に離職しており、社会保険事務所の記録と符合する。

さらに、申立期間②とほぼ同時期に当該事業所に勤務し、住所が判明した元同僚4名について調査した結果、3名から回答があり、そのうちの2名は申立人を記憶しており、残りの1名は入社から約3か月の試用期間があったと供述しているところ、当該同僚の記憶する入社時期と被保険者資格を取得した日には、3か月の欠落がある。

加えて、B社は、申立期間②当時の資料を保管しておらず、現在の事業主は、「当時の事業主に当時のことを聞いてみたが何も分からなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年11月1日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、20年12月29日における標準賞与額に係る記録を厚生年金保険法の規定に基づき、25万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から20年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月15日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年7月29日
⑦ 平成17年12月29日
⑧ 平成18年8月11日
⑨ 平成19年8月9日
⑩ 平成20年8月11日
⑪ 平成20年12月29日

私は、平成10年2月から21年12月までA社に継続して勤務したが、15年9月から20年8月までの標準報酬月額が受け取っていた給与に比べて低く記録されている。また、15年7月から20年12月までに賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、18年12月に支給された賞与を除いて、標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間⑪に係る標準賞与額については、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたこと、及び事業主

が当該期間における保険料納付義務を履行したか否かについては、明らかでないことと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成 23 年 11 月 1 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準賞与額の検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づき厚生年金保険法と特例法の適用について、当該事案を再審議した結果、申立期間⑪については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、申立人から提出された賞与明細書によると、標準賞与額（25 万円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の設定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで

私は、平成 19 年 11 月 1 日から 21 年 2 月末日まで A 社に勤務した。この期間に係る標準報酬月額が 24 万円と記録されているが、実際の給与支給額と比較すると低すぎる。給料支払明細書を提出するので給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく 23 年 9 月 6 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされた通知については、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額を検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づき厚生年金保険法と特例法の適用について、当該事案を再審議した結果、平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 9 月 6 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間における標準賞与額に係る記録を厚生年金保険法の規定に基づき、12 万 3,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 3 日

私は、平成 21 年 4 月 3 日に支給された賞与の年金記録が無いが、そのときの賞与明細書等を添付するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額については、申立人は厚生年金保険料を賞与から控除されていたこと、及び事業主は、保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成 23 年 9 月 6 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提と

した標準賞与額の検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づき厚生年金保険法と特例法の適用について、当該事案を再審議した結果、申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、元事業主から提出された賞与明細書によると、標準賞与額（12万3,000円）に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準賞与額を12万3,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月31日から5年4月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年8月21日まで

私は、A社に平成3年4月から5年8月20日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が4年3月31日となっていることは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月31日から5年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人はA社で継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録において、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日付けで、遡及して4年3月31日と記録されている上、複数の元同僚についても申立人と同様に5年4月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格喪失日を遡及して4年3月31日と記録されていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員でなかったことが確認できる上、複数の元従業員は、申立人はB（職種）であり、社会保険関係の手続きは担当していなかった旨供述していることから、申立人は、当該資格喪失日の遡及処理に関与していないと認められる。

さらに、当該事業所の履歴事項全部証明書によると、申立期間当時、当該事業所は法人格を有していることが確認できることから、当該事業所は当時の厚生年金保険法に基づく適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理は事実在即したものと考え難く、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた平成5年4月1日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における遡及訂正前のオンライン記録から、平成4年3月から同年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは34万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年4月1日から同年8月21日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が同年8月20日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から提出された預金通帳により、当該事業所から申立人へ平成5年4月26日（約29万円）及び同年9月10日（20万円）に入金の記載はあるものの、同年5月1日から同年9月1日までの期間については入金記載が無いことが確認できる上、元取締役及び元従業員は、同年4月1日以降は給与の遅配や支給が無いときもあり、給与から厚生年金保険料が控除されていたか不明である旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4171

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた会社が給与からの天引きで納付してくれていたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していた会社が給与から申立期間の国民年金保険料を天引きして納付してくれていたはずであると述べているところ、当該会社は、申立期間当時、保険料の徴収を A（団体）に委託していたと回答しており、当該団体の徴収委託の記録では、申立人の保険料の徴収開始は昭和 57 年 4 月とされており、B 市（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び平成 11 年 7 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 平成 11 年 7 月から同年 8 月まで

私は、昭和 49 年頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、当時勤務していた姉の経営する事業所に毎日集金に来ていた B 農業協同組合（当時）の職員を通じて、同年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付した。また、平成 11 年 7 月及び同年 8 月の保険料は、C 信用金庫の私の口座から引落とし又は送られてきた納付書により納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 49 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 5 月 21 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年 8 月頃に行われ、この際、49 年 4 月 * 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張する加入手続の時期と相違する。

また、申立人が加入手続を行った昭和 51 年 8 月の時点では、申立期間①のうち 49 年 6 月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立期間①のうち同年 7 月から 51 年 3 月までの保険料は過年度納付となるが、申立人は遡って保険料を納付したことは無いと主張している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付状況についての記憶が不鮮明である上、オンライン記録によれば、平成13年9月6日に申立期間に係る過年度納付書が作成されていることが確認できることから、同時点で申立期間②は未納であったことがうかがえる。

また、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

- 3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4173

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

私は、いくつかの職場を変わるたびに、国民年金保険料の未納が生じていたことを、後になって知った。私の妻が、それらの保険料を夫婦二人分まとめて納付したが、申立期間については、妻が納付済みなのに私は未納となっているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を、ほかの未納としていた期間の保険料と一緒に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月 8 日に A 社会保険事務所（当時）から B 郡 C 村に払い出された 100 件の手帳記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人は平成 2 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、申立人の所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった日が平成 2 年 4 月 1 日と記載されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間はオンライン記録及び B 郡 C 村の国民年金被保険者名簿の記録どおり国民年金に未加入の期間であり、制度的に保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4174

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から平成5年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から平成5年7月まで
年金事務所が管理する私の年金記録のうち、申立期間については、付加年金制度が開始されて以降、国民年金被保険者資格を喪失するまで、夫が国民年金定額保険料と一緒に付加保険料を納付してきたのだから、付加保険料の納付記録が欠落していることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加年金制度開始の昭和45年10月から申立期間の付加保険料を申立人の夫が納付したと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿、オンライン記録及び特殊台帳のいずれにおいても申立人が付加保険料の納付を申し出たことは記録されておらず、申立人に対して付加保険料を含めた国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人は申立期間の定額保険料及び付加保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の申立人の定額保険料及び付加保険料を納付したとする申立人の夫は既に亡くなっており、申立期間の付加保険料の納付状況は不明である上、申立人の夫が国民年金の加入期間において付加保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は274か月と長期にわたっている上、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月

私は、平成9年2月からアルバイトをしていた会社で、10年5月に準社員となり厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料は、母に納付書と現金を預けて1か月又は2か月ごとに町役場で納付してもらおうか、自分で納付しており、申立期間の前後において、年金の種別変更の際の未納は無い。平成10年度の領収書は残っていないが、私も、母も未納の記憶は無いので、申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自分で納付したか覚えておらず、保険料の納付を依頼していた申立人の母も申立期間の保険料の納付については記憶が明確ではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4176

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から63年4月まで

私が勤務していた会社の経営者が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたことは間違いなく、私は、国民健康保険料、国民年金保険料、市民税等しっかり納付していた。私の年金記録が未加入となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金の加入手続は平成元年3月13日に行われたことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳には、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が同年3月11日と記録されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、昭和62年4月にB市において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、同手帳記号番号は手番無効者として同年4月13日に新規取得が取り消されていることから、同手帳記号番号に基づいて申立期間の保険料を納付したとは考え難い上、ほかに申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は106か月と長期にわたっている上、複数の行政機関が同一人に対し保険料の収納事務の処理誤りを繰り返すことは考え難い。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付についての記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4177

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月から57年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、A信用金庫（現在は、B信用金庫）の営業員を通じて妻の分と一緒に一括で納付しており、未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻の分と一緒に一括で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も申立期間が未納となっており、社会保険事務所（当時）が申立期間の保険料に係る事務処理を二人同時に誤るとは考え難い。

また、C区の保管する年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日時点）において、申立人夫婦は、いずれも申立期間が未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期等に関する記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4178

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から57年3月まで

申立期間の私の国民年金保険料は、夫がA信用金庫（現在は、B信用金庫）の営業員を通じて、夫の分と一緒に納付してくれており、未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫が自身の分と一緒に一括で納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫も申立期間が未納となっており、社会保険事務所（当時）が申立期間の保険料に係る事務処理を二人同時に誤るとは考え難い。

また、C区の保管する年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日時点）において、申立人夫婦は、いずれも申立期間が未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人自身は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、申立人の夫は、保険料の納付時期等に関する記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月までの期間、43 年 5 月から 44 年 6 月までの期間及び 45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 43 年 5 月から 44 年 6 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 11 月に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、40 年 4 月に就職するまでの間の国民年金保険料を自分で納付していたので、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、昭和 43 年 5 月に結婚後は B 市に居住し、48 年 4 月に厚生年金保険に再加入するまでは国民年金に加入し、保険料を納付していたので、申立期間②及び③が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 11 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、元夫と連番で払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から、44 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、オンライン記録により、平成 2 年 6 月 12 日の処理で、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が昭和 44 年 7 月 25 日から 39 年 11 月 4 日に訂正され、45 年 6 月 26 日の資格喪失及び 47 年 4 月 25 日の資格取得の記録が取り消されていることが確認でき、平成 2 年 6 月 12 日の処理が行われるまで申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 45 年 6 月から 47 年 3 月までの期間は、未加入期間として扱われていたものと考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによ

る縦覧調査の結果、当該期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 43 年 4 月から 45 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 45 年 6 月まで

私は、申立期間①及び②については、会社を退職後に国民健康保険の加入手続を行い、それと共に国民年金の加入手続も行っているはずであるので、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 61 年 4 月 1 日と記載されており、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格記録と一致していることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①及び②の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から57年4月まで
私の年金記録を見ると、昭和49年8月から57年4月までの年金記録が無い。国民年金保険料を納付していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、国民年金保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、当該手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的な記憶は無いと述べており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 40 年 4 月 14 日まで
私は、昭和 37 年 3 月 26 日に A 社に入社し、40 年 4 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するまで勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録について年金事務所に問い合わせたところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという説明を受けたが、脱退手当金の制度を知らなかった上に、受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 9 月 14 日に支給決定されている上、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人と同時期に資格喪失した元同僚に照会したところ、複数の元同僚は、「会社から脱退手当金の説明を受けた。手続は自分で行っていない。」と回答しており、事業主による代理請求の可能性を否定できない。

さらに、申立人は、平成 19 年 9 月 19 日付けの B 社会保険事務局（当時）発行の被保険者記録照会回答票の生年月日の違いを指摘した上で、脱退手当金を受給しているという記録についても誤りであると主張しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では正しい生年月日が記載されていることから、当該回答票において生年月日が間違っただけをもって、申立人の年金に係る記録管理に不自然さがあるとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から37年12月1日まで

私は、昭和35年6月から41年10月11日までA市のB事業所（その後、C社に社名変更）にD（役職）として勤務し、厚生年金保険に加入しており、申立期間の標準報酬月額は当時の最高等級であるはずなのに、減額されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所にD（役職）として勤務していたので、申立期間の標準報酬月額は、当時の最高等級であるはずだ。」と主張している。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立期間に係る関連資料は保管されておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間において遡及訂正等の不自然な訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、

特例対象者（申立人）が、当該事業所が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

千葉厚生年金 事案 4543

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 7 日

A社は、平成 20 年 7 月 7 日に賞与を支給し、申立人から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届の事務手続を誤ったため申立期間に係る保険料を納付しなかった。23 年 8 月 30 日に当該賞与に係る賞与支払届を提出しているので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、平成 20 年 7 月 7 日に支給された賞与から当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされているところ、オンライン記録において、申立人は、当該賞与が支給された 4 日後の平成 20 年 7 月 11 日に当該事業所における被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該事業所の加入する B 健康保険組合における申立人の健康保険被保険者の資格喪失日と一致している。

これらのことから判断すると、平成 20 年 7 月は、申立人が当該事業所における厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に当該事業所から支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4544 (事案 3842 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 11 月 4 日から 8 年 10 月 28 日まで
② 平成 13 年 11 月 16 日から 14 年 6 月 27 日まで
③ 平成 14 年 6 月 28 日から 20 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間において、「A (団体) B 事業所」、「C (団体) D 事業所」及び「E (団体) F 事業所」に G (職種) として勤務したにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無いことについて申し立てたが、記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。審議結果に納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立期間①は、i) 申立人に係る雇用保険の加入記録において、A (団体) B 事業所における勤務が確認できず、申立人は、当時の事業所長及び同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の勤務実態を確認することができないこと、ii) 申立人は、第 3 号被保険者及び第 1 号被保険者として国民年金に加入していること、申立期間②は、iii) C (団体) D 事業所から提出された申立人に係る賃金台帳及び平成 14 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、厚生年金保険料の控除がされていないこと、iv) 申立人は、H 町において、11 年 1 月 26 日から 14 年 8 月 18 日までの期間は国民健康保険に加入していること、申立期間③は、v) E (団体) F 事業所は、「申立人の在籍期間は 14 年 10 月 16 日から 20 年 12 月 1 日までである。申立人は、週 3 日、1 日 7.5 時間の勤務で、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、当該事業所から提出された申立人に係る 14 年から 20 年までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿においても、厚生年金保険料は控除されていないこと、vi) 申立人は、I 市において、16 年 8 月 16 日から国民健康保険に加入し、現在も加入中であることなどから、既に当委員会の決定

に基づき、23年8月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「申立期間において、G（職種）として勤務した。」と主張しているのみで、新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4545（事案 3623 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から35年5月5日まで

私は、前回の申立ての結論について納得できない。新たな資料として提出する平成22年7月5日にA年金事務所でもらった「被保険者記録照会回答票」によると、昭和35年9月10日に「B（名前）」に脱退手当金が支給されたこととなっているが、当時は入籍前で旧姓を使用していたので、支給を受けたのは別人であり、私は脱退手当金を受給していないので厚生年金保険の年金として支給してほしい。また、脱退手当金を支給したとするのであれば間接的な調査結果ではなく、私自身が受け取ったとする私自筆の署名等、確かな証拠を示してもらわないと納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) C社D事業所の総務担当者が、申立期間当時を知る者に照会した結果として、「当時、会社が代理請求していたようである。」と供述しているほか、元同僚が「会社が請求してくれていた。」と供述している上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金については、申立人に係る厚生年金保険台帳（旧台帳）に、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「被保険者記録照会回答票」の氏名が婚姻後の氏名となっていることを再申立ての根拠としているが、オンライン記録により、旧姓から新姓への氏名変更手続が平成6年9月28日に行われていることが確認できることから、脱退手当金は旧姓で申請され、旧姓で支給決定されており、事務手続に不自然さは無い。

また、当該脱退手当金の支給決定庁である年金事務所は、「当時の脱退手当金関連書類は保存していない。」と回答している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4546 (事案 4105 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 11 日まで
② 昭和 32 年 12 月 1 日から 34 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 35 年 6 月 5 日から 38 年 9 月 29 日まで

私は、A年金事務所からの連絡により、B社の記録が判明したことで当時の記憶が鮮明になった。当時、次の仕事につなげるため、C（言語）を習いに行っていたし、失業保険も受給した記憶がある。当時は生活が苦しかったので申立期間②及び③の脱退手当金 1 万 6,000 円を受給していたら覚えているはずだ。申立期間①、②及び③に支給されたことになっている脱退手当金は受給していないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日である昭和 32 年 5 月 11 日の前後 2 年以内に資格を喪失し受給資格を有し、オンライン記録において脱退手当金を支給されたことになっている申立人を含む 7 人全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、申立期間②及び③の申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、E社における資格喪失日から約 2 か月半後の 38 年 12 月 17 日に支給決定されている上、同社の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味す

る「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあること、ii) E社の被保険者名簿の申立人の資格喪失日である38年9月29日の前後2年以内に資格を喪失し受給資格を有し、オンライン記録において脱退手当金を支給されたことになっている申立人を含む10人のうち7人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、申立期間①、②及び③については、2回にわたり脱退手当金が支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出等はなく、申立人から聴取しても、受給していないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない、

また、平成23年7月26日付けで、新たに昭和39年2月10日から同年12月29日までの被保険者期間が申立人の記録として統合されたことによって、申立人は、E社における資格喪失日から約5か月後に厚生年金保険に加入していることが判明したが、このことをもって脱退手当金の支給を疑わせるまでの不自然さがあるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案4547（事案2514及び4107の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年8月1日まで

私は、申立期間において、A社B支店（名称変更後は、A社C支社）に在籍し、D県E町のF（施設）内でG（業務）に従事し、厚生年金保険に加入していたと思う。D県のF（施設）で一緒に仕事をした同僚を思い出したので再調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和25年5月から28年10月までの期間について、H社のI丸に乗船していたとして申立てを行い、当該期間に係る申立てについては、H社及びI丸の船長から交付された上陸証明書から、申立人がI丸に乗船していたことは確認できるが、i) H社に係る船員保険被保険者名簿から所在が判明した複数の元同僚は、いずれも申立人を覚えていないこと、ii) 申立期間に係る船員保険被保険者台帳には、申立人の船員保険の加入記録が無い上、当該事業所の申立期間に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てにおいて、申立人は、昭和24年9月10日から35年4月1日までを4期間に分け事業所を特定した申立てを行い、今回の申立期間である25年12月1日から26年8月1日までの期間について、A社B支店に在籍し、D県E町でG（業務）に従事していたとして申立てを行い、当該期間に係る申立てについては、申立人から提出された履歴書（36年5月1日付け）等により、申立人は、同社B支店に関する業務に携わっていたことは推認できるが、i) A社は、「申立人には正社員としての記録が無

いことから、現場や支店で雇用していたとしても「傭人」という雇用形態であったと考えられる。」と回答していること、ii) 当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間当時の元同僚一人の氏名を挙げた上、「A社は大きな会社なので厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、申立人の申立期間において、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に上記元同僚の氏名は無い上、オンライン記録により氏名検索したところ、申立人が覚えていた漢字表記では一人抽出できたが、既に死亡しており、当該者の年金記録には同社での被保険者記録は無い。

また、A社C支社の総務担当者は、再度の照会について、「申立人の氏名は社員名簿に無いことから正社員ではなく、仕事内容から単発の仕事をしていた者で、厚生年金保険には加入していないと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に派遣社員として登録し働いていた期間のうち、平成 10 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無く、同年 11 月 1 日の資格取得となっている。申立期間には同社から派遣されてC社D支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事資料から、申立人が申立期間においてA社から派遣され、C社D支店に勤務していることは確認できる。

しかし、B社は、「厚生年金保険の被保険者資格取得届の内容、厚生年金保険料の控除及び納付については申立期間当時の資料が保存されていないため、不明である。」と回答している。

また、A社が加入していたE健康保険組合から提出された健康保険組合適用台帳によると、申立人の健康保険被保険者の資格取得日は平成 10 年 11 月 1 日、資格喪失日は 12 年 9 月 1 日と記録され、オンライン記録と一致している上、同組合は、「申立期間当時、事業主が社会保険事務所（当時）及び健康保険組合に提出する届出用紙は、複写式のものが使用されていた。」と回答している。

さらに、A社で申立人と同日（平成 10 年 11 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚の雇用保険の資格取得時期を確認したところ、厚生年金保険よりおおむね 1 か月から 3 か月早い日付けで資格取得していることから、当該事業所では必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険

に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。